

7 建築第 566 号
令和 7 年 3 月 28 日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部建築指導課長
(公 印 省 略)

「宅地造成等規制法に基づく許可申請等の手引き」の一部改正について（通知）

日頃より、盛土等の安全対策に御理解と御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、令和 7 年 4 月 1 日から手数料の改定が実施されること等に伴い、「宅地造成等規制法に基づく許可申請等の手引き」（以下「手引」という。）について、下記のとおり（詳細は別紙参照）改正しましたので、通知します。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の本格運用に伴う改正も近日中に行う予定ですので、ご承知おきください。

記

1 改正事項

項目	改正内容	改正箇所
手数料改正	・ 行財政運営方針に基づく手数料改定	22 ページ
その他所要の改正	・ 基準日の更新	表紙

2 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

3 その他

- ・ 改正後の全文を府ホームページに掲載予定
- ・ 手引は、盛土規制法の本格施行に伴い、令和 7 年 5 月 1 日にも改正を行う予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5111